

○福岡都市圏南部環境事業組合事務分掌規則

〔平成18年5月1日〕
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例その他特別の定めのあるものを除くほか、管理者及び会計管理者の権限に属する事務の分掌について必要な事項を定めるものとする。

(課及び係の設置)

第2条 福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例（平成18年条例第3号）第2条に定める事務局の事務を処理するため、事務局に次の表のとおり課及び係を置く。

課	係
総務課	総務係
施設課	土木係
	設備係

(総務課)

第3条 総務課は、事務局の総務部門全般に係る事務を掌理する。

2 総務課総務係の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合組織の制定及び改廃に関する事務
- (2) 各構成団体への地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議決事件の通知等の連絡調整に関する事務
- (3) 事務局の人事及び服務に関する事務並びに職員の派遣協定及び派遣依頼に関する事務
- (4) 監督官庁及び関係機関からの文書収発及び照会回答に関する事務
- (5) 予算及び決算に関する事務
- (6) 組合予算に関する歳入及び歳出の経理に係る事務
- (7) 監査委員に関する事務
- (8) 議会に関する事務
- (9) 可燃ごみ処理施設のごみ搬入管理に関する事務
- (10) 可燃ごみ処理施設の企画・運営に関する事務
- (11) 可燃ごみ処理施設の地元に関する事務
- (12) 可燃ごみ処理施設の事業用地に関する事務
- (13) その他、他の課に属さない事務

(施設課)

第4条 施設課は、事務局の施設建設及び施設管理部門全般に係る事務を掌理する。

- 2 施設課土木係の所掌する事務は、次のとおりとする。
 - (1) 中間処理施設敷地の維持、管理及び整備に関する事務
 - (2) 最終処分場土木施設の維持及び管理に関する事務
- 3 施設課設備係の所掌する事務は、次のとおりとする。
 - (1) 中間処理施設の設備の維持及び管理に関する事務
 - (2) 最終処分場の設備の維持及び管理に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在職する収入役が、なお従前の例により在職する期間は、改正後の福岡都市圏南部環境事業組合事務分掌規則の規定中、「会計管理者」とあるのは「収入役」とする。

附 則 (平成20年3月31日規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。